

社会福祉法人 慶徳会 一般事業主行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日

2. 内容

目標 1：育児・介護休業等に関する制度の周知し、休業期間中及び復職後のサポートを拡充するため、施設長等が相談窓口となり定期的に面談し休業中の職員に施設の情報を提供する等支援を行う。

目標 2：男性職員の育児休業を 1 人以上取得する。

目標 3：母性健康管理における妊産婦の保健指導等を受けるための休暇取得や医師の指示を受けた場合の措置に関する制度の周知を行う。

目標 4：年次有給休暇を年間 10 日以上付与した職員については年間 6 日以上取得させるよう努める。

目標 5：女性の管理職職員（副施設長級以上）の占める割合を 30%（現行 26%）に、主任・副主任を含めた管理監督職職員の割合を 50%（現行 45%）に各々近づける。